

委員会提出議案第3号

大口町議会会議規則の一部改正について

大口町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月2日提出

議会運営委員会委員長 齊 木 一 三

(提案理由)

この案を提出するのは、議員の活動しやすい環境整備と請願者の利便性の向上を図ること等に伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会会議規則の一部を改正する規則

大口町議会会議規則（昭和62年大口町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第39条中「第75条」を「第76条」に改める。

第40条第2項中「第74条」を「第75条」に改める。

第88条第1項中「及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「（法人の場合にはその所在地）」に、「押印」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印」に改める。

第109条第2項中「第95条」を「第96条」に改める。

第122条第3項中「第118条」を「第119条」に、「第119条」を「第120条」に、「第120条」を「第121条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大口町議会会議規則（昭和62年大口町議会規則第1号）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員が出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後<u>8週間を経過する日までの範囲内</u>において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第39条 委員会に付託した事件は、<u>第76条</u>（委員会報告書）の規定による報告書の提出をまって議題とする。</p> <p>(委員長及び少数意見の報告)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 <u>第75条</u>（少数意見の留保）第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所<u>（法人の場合にはその所在地）</u>を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）</u>が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第109条 略</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員が出産のため出席できないときは、<u>且数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第39条 委員会に付託した事件は、<u>第75条</u>（委員会報告書）の規定による報告書の提出をまって議題とする。</p> <p>(委員長及び少数意見の報告)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 <u>第74条</u>（少数意見の留保）第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所<u>及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第109条 略</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起</p>

新	旧
<p>算して3日以内に提出しなければならない。 ただし、<u>第96条</u>（秘密の保持）第2項の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>（参考人）</p> <p>第122条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 参考人については、<u>第119条</u>（公述人の発言）、<u>第120条</u>（議員と公述人の質疑）及び<u>第121条</u>（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。</p>	<p>算して3日以内に提出しなければならない。 ただし、<u>第95条</u>（秘密の保持）第2項の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>（参考人）</p> <p>第122条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 参考人については、<u>第118条</u>（公述人の発言）、<u>第119条</u>（議員と公述人の質疑）及び<u>第120条</u>（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。</p>